

○知立市空家等の適切な管理に関する条例

平成31年3月20日条例第13号

知立市空家等の適切な管理に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）に定めるもののほか、空家等の適切な管理に関し、所有者等及び市の責務並びに市民等の役割を明らかにするとともに、適切な管理が行われていない空家等の改善又は解消を図り、もって市民の生活環境の保全及び安全で安心な暮らしの実現に寄与することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この条例で「市民等」とは、市内に居住し、若しくは滞在し、又は通勤し、若しくは通学する者をいう。

2 前項に規定するもののほか、この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(空家等の所有者等の責務)

第3条 空家等の所有者等は、その所有又は管理に係る空家等が周辺的生活環境に悪影響を及ぼさないよう、当該空家等を自らの責任において適切に管理するものとする。

(市の責務)

第4条 市は、この条例の目的を達成するため、空家等に関する対策の実施その他の空家等に関する必要な措置を適切に講ずるものとする。

(市民等の役割)

第5条 市民等は、管理不全空家等、特定空家等その他の適切な管理が行われていない空家等があると認めるときは、速やかに市長にその情報を提供するよう努めるものとする。

2 市民等は、前条の規定により市が実施する措置に協力するよう努めるものとする。

(当事者間における解決の原則)

第6条 空家等に関して生ずる問題は、当該問題の当事者間においてその解決を図ることを原則とする。

(管理不全空家等及び特定空家等の認定)

第7条 市長は、空家等が管理不全空家等又は特定空家等に該当すると認めるときは、当該空家等を管理不全空家等又は特定空家等に認定するものとする。

(公表)

第8条 市長は、法第22条第3項の規定による命令を受けた者が、正当な理由なくこれに従わないときは、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を公表することができる。

- (1) 当該命令に従わない者の氏名及び住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 当該命令の対象となった特定空家等の所在地
- (3) 当該命令の内容
- (4) その他市長が必要と認める事項

2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、当該公表の対象となる者に対し、意見を述べる機会を与えるものとする。

(知立市空家等対策協議会への意見の聴取)

第9条 市長は、第7条の規定による認定、法第13条第2項又は第22条第2項の規定による勧告、同条第3項の規定による命令、前条第1項の規定による公表又は法第22条第9項の規定による代執行を行おうとするときは、知立市附属機関の設置に関する条例（平成26年知立市条例第1号）に規定する知立市空家等対策協議会の意見を聴かなければならない。

(緊急安全措置)

第10条 市長は、空家等が緊急に危険を回避する必要がある状態にあり、かつ、当該空家等を放置することが公益に反すると認められるときは、当該危険を回避するために必要と認める最低限の措置（以下この条において「緊急安全措置」という。）を講ずることができる。

2 市長は、緊急安全措置を講ずるときは、規則で定めるところにより、当該緊急安全措置に係る空家等の所有者等（以下この条において「措置対象所有者等」という。）の同意を得なければならない。ただし、当該所有者等の所在が判明しないことその他やむを得ない事由によりその同意を得られないときは、この限りでない。

3 市長は、緊急安全措置を講じたときは、その旨を措置対象所有者等に通知するものとする。

4 市長は、緊急安全措置に要した費用を措置対象所有者等に請求するものとする。
ただし、規則で定める特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

(関係機関との連携)

第11条 市長は、法及びこの条例の施行のため必要があると認めるときは、国、
県その他の関係機関に対し、必要な情報を提供し、協力を求めることができる。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年3月19日条例第12号)

この条例は、公布の日から施行する。